素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	   
直径	四十一ミリメートル
彩色	白色、黒色、水色、青色、紫色、ピンク色、赤色、茶色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色

改める。

別表第三第十五号中「三千三十一万枚」を「三千五百六十一万枚」に改め、同表第二十三号中「百九十万枚」を「二百二十万枚」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

官庁報告

官庁事項

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第１項の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を次のとおり変更したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成23年10月１日

農林水産大臣　鹿野　道彦

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

１　鳥類のインフルエンザは、Ａ型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）では、そのうち、次の３つを規定している。

⑴　高病原性鳥インフルエンザ　国際獣疫事務局（ＯＩＥ）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたＡ型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病

⑵　低病原性鳥インフルエンザ　Ｈ５又はＨ７亜型のＡ型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病

⑶　鳥インフルエンザ　高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のＡ型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病

２　高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

３　高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、

①　養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、

②　国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かし、

③　国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがある。

さらに、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。